

令和4年度

富士宮市雇用対策協定に基づく事業計画

富士宮市

静岡労働局

## 目 次

第 1	趣旨	1
第 2	雇用施策の柱	
1	若年者の就労支援	1
2	市民総活躍促進	
(1)	女性の活躍促進	2
(2)	高齢者の活躍促進	3
(3)	障がい者の雇用対策の推進	3
(4)	生活困窮者等の就労支援	4
3	市内企業の人材確保・育成支援	4
(1)	人材確保	4
(2)	人材育成	5
4	外国人雇用対策	5
第 3	雇用施策に関する数値目標	6

## 第1 趣旨

富士宮市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、平成30年9月4日「富士宮市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び富士宮公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「富士宮市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施することにより、富士宮市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

## 第2 雇用施策の柱

### 1 若年者の就労支援

近年、市では、大学進学等をきっかけとした若年者の転出超過が進み、高校生や大学生等に対する市内就職の促進が大変重要になっている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等を行うことにより、若年者に対する就職支援を実施する。

#### （1）大学生等の就職支援

##### 【市が実施する業務】

- ・ハローワーク、商工会議所、商工会等の関係団体連携による富士・富士宮地区合同企業ガイダンスを開催する。

##### 【労働局が実施する業務】

- ・ハローワークの持つ市内企業の求人情報を市や県内の大学等へ情報提供する。
- ・就職支援ナビゲーターによる担当者制を基本としたきめ細やかな、職業相談・応募書類作成支援・就活イベントの情報提供等を実施して、就職内定獲得を支援する。

#### （2）市内高校生の就職支援

##### 【市が実施する業務】

- ・ハローワークと連携して市内の高校1・2年生を対象に市内企業を見学するバスツアーを実施し、市内企業への就職を促進する。
- ・高校生向け企業紹介ガイダンスを開催し、将来の就業に役立つ地元企業の情報を発信する。
- ・市内高校生向けに企業紹介ガイドブックを作成し、配布することで、地元就職

の意識醸成を図る。

#### 【労働局が実施する業務】

- ・市と連携して市内の高校1・2年生を対象に市内企業を見学するバスツアーを実施し、市内企業への就職を促進する。
- ・市と連携して市内高校を訪問し、就職講座や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業の周知や職業意識の向上を図る。
- ・市と連携し、若年者の職場定着率の向上を図るための企業訪問を実施し、助言・指導を行う。

### (3) 正社員就職の促進

#### 【市が実施する業務】

- ・市が運営する移住&定住ポータルサイトの掲載企業を増やすとともに、求職者への周知を図る。
- ・市に就職相談があった場合、相談状況によってハローワークや、地域若者サポートステーション等相談機関への誘導を行う。

#### 【労働局が実施する業務】

- ・正社員希望の求職者に対して、正社員求人への応募を勧奨し、積極的に職業紹介を行うほか、応募書類作成支援等、マッチングのための取組を強化する。
- ・求人事業主に対して正社員雇用のメリットについて説明し、正社員求人の提出を促す。
- ・トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金など各種助成金の活用を促し、正社員就職を促進する。

## 2 市民総活躍促進

少子高齢化による労働力人口が減少する中で、持続可能なまちづくりを推進するため、市と労働局が一体となって女性・高齢者・障がい者・生活困窮者等のあらゆる人々はその能力を最大限に発揮し活躍できる全員参加の社会の実現を目指す。

### (1) 女性の活躍促進

#### 【市が実施する業務】

- ・女性創業者を育成するため、女性の視点を取り入れたセミナーを実施し、女性の創業を推進する。

#### 【労働局が実施する業務】

- ・求職者の希望に適合する求人開拓を実施するほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集し提供する。

- ・市と連携し、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービスに関する情報提供を行う。
- ・両立支援等助成金の周知・活用を促進する。

## (2) 高齢者の活躍促進

### 【市が実施する業務】

- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の「働くこと」を通しての社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいをづくりを目的として活動する公益社団法人富士宮市シルバー人材センターの活動を支援する。

### 【労働局が実施する業務】

- ・「生涯現役支援窓口」において、高齢者に対し担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- ・改正高齢者雇用安定法の周知・啓発を実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる雇用確保措置に加え、さらには企業の実情に応じ65歳から70歳までの就業確保措置のための制度導入に向けた指導に取り組む。
- ・65歳を超えた高齢者を含めた高齢者の再就職支援の充実のため、きめ細やかな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度の活用法についてのセミナーを実施する。

## (3) 障がい者の雇用対策の推進

### 【市が実施する業務】

- ・ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等関係機関と共催で、企業経営者に対し、障がい者雇用への理解や各種支援策について、理解を深めてもらうことを目的とした「富士圏域トップセミナー」を開催する。
- ・障がい者の就労に関する情報等について、チラシの配架等によって、周知する。

### 【労働局が実施する業務】

- ・令和3年3月1日から引き上げられた法定雇用率(2.3%)の周知を行う。
- ・市及び障害者就業・生活支援センター等関係機関と共催で、企業経営者に対し、障害者雇用への理解や各種支援策について、理解を深めてもらうことを目的とした「富士圏域トップセミナー」を開催する。
- ・市と連携し、障害者と求人企業が一同に会する就職面接会を開催する。
- ・地域障害者職業センター、就労移行支援事業者等の関係機関と連携したチーム支援を実施する。
- ・特別支援学校生徒に対する就職支援を実施する。

#### (4) 生活困窮者等の就労支援

##### 【市が実施する業務】

- ・生活困窮者等に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う。
- ・生活困窮者等の就労支援を目的に、関係団体等が集まり情報共有のための連絡会議（関係者連絡会議）を開催する。

##### 【労働局が実施する業務】

- ・市が実施する「自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「被保護者就労支援事業」の対象者に対し、ハローワークは、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練のあっせん等の支援を行う。
- ・市役所へ出向いての定期的な出張相談を実施する。

### 3 市内企業の人材確保・育成支援

ハローワーク富士宮管内における有効求人倍率は、令和元年度 1.27 倍と高い水準であった。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 0.88 倍と 1 倍を下回ったが、令和 3 年 6 月に 1.09 倍となり、令和 3 年 12 月は 1.15 倍となっている。

このような状況のなか、求人の確保と地域を支える地元企業の人材確保のため、市と労働局は連携し、企業内での人材育成や処遇改善を含めた雇用管理改善による魅力ある職場づくりの支援を強化していく。

#### (1) 人材確保

##### 【市が実施する業務】

- ・市のメールマガジンで、企業向けのセミナーや助成制度などの情報発信をする。
- ・求職者に対して企業説明会を開催し、市内企業への就職を促す。
- ・中小企業経営者に対して、「労働環境改善講座」を開催し、従業員の職場定着を促進する。
- ・市とハローワークが、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

##### 【労働局が実施する業務】

- ・FAX、電話、事業所訪問等により求人の確保を行う。
- ・就職面接会、就職支援セミナー、企業説明会等を開催する。
- ・再就職に必要な知識や技能を習得した公的職業訓練（ハロートレーニング）受講者と求人企業との的確なマッチングを行う。

## (2) 人材育成

### 【市が実施する業務】

- ・市内企業の現場従業員を対象に、労働災害の発生を防ぐことを目的とした実地体験を含めた研修「体験型 安全道場」を開催する。
- ・メンタルヘルスなどの労働者の労働安全衛生の意識を向上させるセミナーを実施する。

### 【労働局が実施する業務】

- ・非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に取り組んだ事業主に対する「キャリアアップ助成金」、従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、人材育成制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合の「人材開発支援助成金」を活用し従業員の育成を促進する。

## 4 外国人雇用対策

中小・小規模事業者をはじめ深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みが構築され、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針では、人材が不足している地域の状況に配慮し、外国人が大都市圏や特定の地域に過度に集中して就労しないよう必要な措置を講ずるよう努めることとされたところである。

こうした状況を踏まえ、新たな外国人の受け入れに向け、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を創っていくことが非常に重要となる。そのためには、生活面での支援に加え労働面からの支援も不可欠であり、市が実施する生活支援と労働局が実施する就職支援等を一体的に実施することにより、外国人（市民）が安全で安心して暮らせる環境を整備することとする。

### 【市が実施する業務】

- ・新たな外国人労働者が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らせるよう環境整備を推進する。

### 【労働局が実施する業務】

- ・定住外国人に対しては、13か国語の電話通訳が可能なハローワーク多言語コンタクトセンターの活用による職業相談を実施する。また、外国人労働者からの労働条件確保についての相談も実施する。
- ・市役所での出張相談時に外国人の生活保護受給者の支援を実施する。
- ・日本語能力等の不足により就職が難しい者に対し、就労・定着支援研修の受講を奨励し、当該研修修了者に対しハローワークの外国人職業相談担当へ誘導し、き

め細かな就職支援を実施する。

- ・ハローワークに求職申込みしている定住外国人に対して、積極的に職業訓練情報の提供を行う。
- ・外国人雇用管理担当と連携を図り、事業主に対する外国人雇用状況の届出制度の徹底を図る。また、外国人指針に基づく雇用管理改善及び再就職援助のため、外国人を雇用する事業主に対し随時訪問を行い助言・指導を実施する。

### 第3 雇用施策に関する数値目標（令和4年度）

#### 1 若年者の就労支援

- ・（ハロ）新規高校卒業者の市内就職割合 60.0%以上
- ・（市）富士・富士宮地区合同企業ガイダンス参加者数 未定
- ・（市、ハロ）高校生の地元企業見学バスツアーの参加者数 150人
- ・（市）高校生向け企業紹介ガイダンス 150人
- ・（ハロ）フリーター等の正社員就職件数 125件以上
- ・（市）ポータルサイトへの追加企業登録数 10社
- ・（市）奨学金返還支援助成金利用者数 5人

#### 2 市民総活躍促進

- ・（市）女性創業支援セミナー参加者総数 10人
- ・（市、ハロ）富士圏域トップセミナーの開催 1回/年
- ・（ハロ）65歳以上の高年齢者の就職件数 131件以上
- ・（ハロ）障害者の就職件数（福祉的就労件数含） 83件以上
- ・（市）地域自立支援協議会の開催 2回/年
- ・（ハロ）生活困窮者の就職者数 45件以上
- ・（市）生活困窮者自立支援連絡会の開催 1回/年

#### 3 市内企業の人材確保・育成支援

- ・（ハロ）就職面接会の開催数 30回/年
- ・（市）労働環境改善講座の開催 2回/年
- ・（市）「体験型 安全道場」の実施 3回/年(未定)
- ・（市）労働安全衛生講座の開催 1回/年

#### 4 外国人雇用対策

- ・（ハロ）外国人雇用事業所訪問数 12件